

令和8年度みうら市民まつり参加事業企画募集要領

1 開催日時・場所

日時：令和8年11月15日（日）10時～15時

（雨天決行、荒天の場合には中止または内容の変更あり）

場所：潮風アリーナ及び初声市民センター

2 市民まつり開催の趣旨について

みうら市民まつりは、市民が一体感を持って市内でいきいきと暮らし、郷土を愛する気持ちを共有できるよう、また、市内の様々な団体・業種の活性化を促すことを目的として実施するものです。みうら市民まつりを通じて市民の一体感をつくりだしましょう。

3 市民まつり参加事業企画のテーマについて

- ① 豊かな共生社会、福祉・市民活動の推進
- ② 環境・エコロジー・ライフスタイル提案
- ③ 教育・文化・体育に関連した催し
- ④ 市民交流・地域活性化の推進
- ⑤ 地産地消・うまいもの屋台

※ 参加事業企画の募集とともに市民まつり運営サポーター（事務局サポート）も募集する。

4 参加企画事業について

対象事業は、「2 市民まつり開催の趣旨について」及び「3 市民まつり参加事業企画のテーマについて」に沿ったものとなります。応募期間終了後、実行委員会で選定して決定します。

ただし、次の項目に該当する事業は参加できません。

- 公序良俗に反するもの
- 政治的活動と認められるもの
- 宗教の布教等と認められるもの
- 特定の団体や個人を誹謗中傷する内容のもの
- 企業活動や商品のPRを目的としたもの（ただし、協賛事業者に限り出店区画内でのPR等は可能です。詳細については別途ご案内します。）
- その他、みうら市民まつりとして適当でないと実行委員会が認めたもの

※食品を提供する場合の注意事項

1 ブースで提供できるのは原則1品目となります。

また、年間に複数回出店する場合は、営業に該当するため、事前に県（鎌倉保健福祉事務所三崎センター）で「(屋台型) 臨時営業」の許可を受ける必要があります。

なお、出店が営利目的でなく、年間に1回のみのお店の場合は「臨時出店」となり、事前の手続きは必要ありませんが、「神奈川県臨時出店等における食品の取り扱いに関する指導指針」を順守してください。

詳しくは神奈川県ホームページまたは二次元コードからご確認ください。

屋外型臨時
営業について



臨時出店・
模擬店について



臨時出店等におけ
る食品の取扱いに
関する指導指針



5 出店料について

販売を行う場合は出店料をいただきます。

食品類以外の販売 3,000 円/1 区画、食品類の販売 5,000 円/1 区画

※近年の物価や人件費の上昇により、会場設営費等が高騰しております。近隣の同様のイベントを参考として検討し、令和8年度より出店料の改定をさせていただきました。ご理解いただきますようお願いいたします。

6 参加にあたって

(1) 参加される場所や区画割等は実行委員会で決定します。

(2) 申し込み多数の場合などにより、参加できない場合もあります。

参加者決定は8月中に通知する予定です。

その後、飲食の出店及び屋内ステージ、屋外ステージ出演者による打ち合わせ会を別途行いますので、参加決定された方は必ず出席してください。

打ち合わせ会の日程については別途ご連絡させていただきます。

(3) 電源は原則ありません。屋外での電源は出展（店）者側でご用意ください。

屋内でどうしても電源が必要な場合や屋外で発電機等を使用する場合は申込時個別にご相談ください。

(4) 屋内ステージ及び屋内出展（店）される方につきましては、必ず室内履きをご用意ください。

7 申込みについて

みうら市民まつりに参加を希望する方は、別添の「みうら市民まつり参加申込書（兼企画書）」に必要事項を記入し、次の方法でみうら市民まつり実行委員会事務局（市民協働課）まで提出してください。

●郵 送：〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市役所 市民協働課

●FAX：046-882-1160

●メール：shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp

※申込書については、市ホームページまたは二次元コードからご確認ください。



8 募集期間

令和8年6月30日（火）まで